

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及び いじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）

令和6年8月22日
教 育 庁

諮 問

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について

諮問理由

都内全公立学校で、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証、評価して、その改善を図っていく必要があるため。

答申の概要

※ 「検証の視点」は、第4期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の答申において、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策として挙げられた点である。

【検証の視点※】

(1) 発達の段階に応じたいじめ防止等の
具体的取組に係る検討

【P5】

(2) 教員が元気になるような研修等、
学びの場の創出

【P8】

(3) 特別の教科 道徳、特別活動の授業の
質の向上

【P10】

(4) SOSの出し方に関する教育の見直し

【P12】

(5) いじめ問題に関する現状や課題等の把握

【P15】

(6) 専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進

【P18】

(7) いじめ防止対策推進法第28条第1項に
規定する重大事態に関する事例研究の実施

【P20】

【〇成果 ◆今後の方向性】

○ 学校や行政の取組に対して、子供がどう考え、どう感じているかを知ることができ、その効果や課題を整理することができた。

◆ より多くの子供たちが当事者意識をもって活動できるようにするために、子供たちの代表者が議論した内容を、各学校に伝えていくことが重要である。

○ 都教育委員会が作成した教職員向けデジタルリーフレットや研修の実施等の取組は、非常に効果的と考える。

◆ 教員がいじめ問題に積極的に取り組めるようにするため、現在行っている研修や、各学校での校内研修等の在り方を見直し続ける必要がある。

○ ほとんどの生徒がいじめはよくないと認識していることは、小学校段階から、継続的にいじめやいじめ防止に関する授業を行ってきた成果と言える。

◆ いじめの認知件数が少ない学校において、いじめに関する授業を意図的・計画的に、実施していくことができるような手だてを検討していく必要がある。

○ 子供が、不安等に早期に気付き、SOSを出すことができるような動画教材や、教職員が、子供のSOSを受け止め、支援する力を向上させるための研修動画を作成し、校内研修等での活用を推進を図った。

◆ 自分自身を大切な存在と思えない子供が、SOSを出してはいけないと思うことのないよう、一人一人が大切な存在であるということを、学校・家庭・地域等の大人が一丸となって伝えていく必要がある。

○ 全体的に認知件数が増えてきていることから、軽微ないじめも積極的に認知することができるようになってきている。

◆ 学校いじめ対策委員会を実効性のある組織にするとともに、重大事態やその疑いがあつたときの対応、教育委員会との連携等を見直ししていく必要がある。

○ 専門家による知見に基づいて素早く助言を得ることができ、いじめの早期対応を図ることや、保護者からの要求等に対して円滑に対応を行うことができた。

◆ 被害者や加害者の意見を丁寧に聴取し、話し合い、解決を図ることが重要であるため、総合的に全体の状況を把握し、コーディネーターとしての役割を果たすことができる専門家の活用を検討する必要がある。

○ いじめの認知同様、いじめ重大事態についても、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する定義に基づいて認めることができるようになってきている。

◆ 教員の保護者対応のスキルの向上、各校における事例研究など、効果的な研修内容について検討していく必要がある。

【 いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について 】 【P23】

1 発達支持的生徒指導の趣旨にのっとり いじめ防止等の取組の推進

- (1) 児童・生徒一人一人が、互いを多様な存在として認め、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分で考え行動に移すことができる「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」の在り方を考える。
- (2) 全ての児童・生徒が「いじめを許さない・見過ごさない」態度や力を身に付けるようないじめの未然防止教育の具体的な取組を明らかにする。

2 発達の段階に応じたいじめ防止等の 具体的取組に係る検討及び共有

- (1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの実態に合ったいじめ防止対策の在り方を検討する。
- (2) 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」等の結果や、学校等におけるいじめ問題に関する現状や課題等を分析し、好事例について共有を図る。
- (3) SOSの出し方に関する映像教材等の効果的な活用方法について活用事例集を作成し、周知啓発を図る。

3 教職員の意識啓発及び対応力等の向上

- (1) 児童・生徒が安心してアンケートを回答できるようにアンケートの形式や実施方法を工夫する。
- (2) 各校において年3回以上実施することとしている教員研修について、学校や区市町村教育委員会が実態を考慮した上で実施しやすくなるように、研修内容や研修方法、研修資料等を工夫する。
- (3) 各校において年3回以上実施することとしているいじめに関する授業について、未然防止の観点に重点を置き、児童・生徒が主体的に考えることができるように授業の在り方を検討する。

4 子供自身がいじめ問題の理解を深め、 自ら考えて行動できるようにするための 取組の充実

- (1) いじめ総合対策(第3次)を策定するとともに、いじめ問題の当事者である児童・生徒が、いじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう、「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、活用方法について検証を行う。
- (2) 都教育委員会や各学校において実施しているいじめ防止等のための取組について、実績やその効果等を示す。

5 専門家等の知見を活用したいじめ防止 対策及び早期解決への取組の推進

- (1) いじめの早期解決に向けて、弁護士や精神科医、心理士等の専門的知見により、保護者や学校、教育委員会が安心して相談できる仕組みやその有効性について検討する。
- (2) 学校における弁護士や学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した「いじめに関する授業」の実践事例を収集し、連絡会等において共有する。

6 いじめ防止対策推進法第28条第1項に 規定する重大事態への対応力の向上

- (1) 重大事態の調査報告書等から、重大事態になった要因や対応等の問題点を洗い出し、共通する課題は何かを明らかにする。
- (2) 学校等に対して、法やガイドラインを踏まえた適切な対応となっているか、具体的に指導・助言をしていく。